

健生食輸発0114第2号  
令和8年1月14日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(インドネシア産落花生のアフラトキシン、中国産くわいのパクロブトラゾール及び未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のシロマジン並びにナイジェリア産ごまの種子のアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和8年1月8日付け健生食輸発0108第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インドネシア産落花生及びその加工品のアフラトキシン、中国産くわいのパクロブトラゾール並びにナイジェリア産ごまの種子のアフラトキシンについて検査命令を解除したことから、令和7年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のモニタリング検査において残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

## 記

### 1. 別表第2への追加

- ・インドネシア産落花生及びその加工品(落花生を10%以上含有するものに限る。)のアフラトキシン
- ・中国産くわい(学名:Sagittaria trifolia)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のパクロブトラゾール
- ・中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシロマジン
- ・ナイジェリア産ごまの種子のアフラトキシン

2. 別表第3への追加

- ・中国産未成熟えんどう（さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）のシロマジン（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「CIXI YINGLONG FOOD CO., LTD.」であるものに限る。）